

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和48年6月に結婚した後、夫の両親と同居し、家業を手伝っていた。20歳になった時、義母が私の国民年金の加入手続をして、保険料を納付すると言ってもらったことを憶えている。町内会の隣組長が集金に来た時に、義母が夫と私の分もまとめて国民年金保険料を納付していたと聞いている。納付記録を確認すると、夫と義母が納付済みとなっているのに、自分だけ申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間は保険料をすべて納付しているとともに、同居していたその夫も国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は、自営業を営む夫の両親と同居し、家業を手伝っており、その義母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納している上、7年間にわたり付加保険料を納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられることから、申立人のみ申立期間について未納であることは不自然である。

さらに、申立人が居住していたA市には、申立期間当時、納付組織が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月及び同年8月並びに46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月及び同年8月
② 昭和46年7月から47年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、会社を退職後にA区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

申立期間について、国民年金が未加入又は未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が必ずしも明確ではない。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳と申立人が所持している年金手帳の記載は一致しており、相互の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月以降に払い出されており、この時点では、申立期間①については時効により納付できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA有限会社から同僚8人と共に系列会社であるB事業所を設立し勤務していた。

給与支払明細書等、証拠になるものは持っていないが、B事業所では、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはされておらず（新規適用は、申立人及び同僚の資格取得日である昭和 37 年 1 月 1 日）、同事業所の元同僚（申立期間当時の代表者）は「申立期間当時、B事業所の厚生年金加入手続を申請したものの、個々人の集団のため、厚生年金保険の加入が認められなかったため、他の同僚に厚生年金保険に未加入である旨を伝え、了解を得ていた。また、同事業所は、任意で組織された集団であり、事業所と参加者の間には具体的な雇用関係があったものではなく、給与から保険料の控除も行っていなかった。」旨供述しているとともに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚について

も、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことが確認できない上、同僚3名は、当時の代表者から厚生年金保険に未加入であるとの話を聞いた記憶があるとともに、保険料控除に関する記憶も無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 26 日から同年 10 月 8 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA事業所に勤めており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査確認の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、申立期間中に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除の状況についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の資格取得及び喪失届に
関与した事業主の妻は、「申立人の記憶が無く、昭和 58 年 5 月に事業所を
閉鎖した際に、関係する資料を整理したため、申立人の厚生年金保険の加入
状況は確認できないが、厚生年金保険の加入について、修理工の出入りが多
かったことから、最低 1 か月は見習期間としていた。中途採用の場合、整備
士資格の有無により加入時期を考慮したかどうかは分からない。現場の上司

から、入社した従業員が会社に長く勤務するかどうか確認して加入させていた」旨供述しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者の記録が確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名が無く、同被保険者名簿に記載されている健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当該事業所において、一緒に勤務していた元同僚に聴取しても、「同事業所における厚生年金保険の加入状況は分からない。」旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月から21年4月まで
② 昭和21年8月から同年11月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA株式会社に勤務しており、元同僚に厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所に一緒に勤務していたとする元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和60年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の後継事業所に照会しても、「申立期間当時の人事記録等の関連資料が既に処分されているため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答している上、同事業所で一緒に勤務していたとする同僚及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚も「厚生年金保険の加入状況については分からない。」旨

供述しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。